9 申告書の書き方

確定保険料額の記入方法

(1) まずは、労働保険対象者の範囲（P.8～9）・労働保険対象賃金の範囲（P.10）を参考に同封の**「確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表」を作成**してください。これが確定保険料及び一般拠出金を算出する基礎になります。

(2) 確定保険料及び一般拠出金は、令和元年度中に支払われた（又は確定した）賃金総額（千円未満切り捨て）に保険料率（労災保険率、雇用保険率、拠出金率）を乗じて計算してください。

保険料額及び一般拠出金額の1円未満の端数は切り捨ててください。

また、厚生労働省ホームページには申告書の計算を行う際の参考となるよう、「年度更新申告書計算支援ツール（継続事業用）」を用意しています。是非ご利用ください。

（下記URLもしくは右のQRコード、または「労働保険関係各種様式」で検索してください。）

<URL>https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouhoken01/yousiki.html

概算保険料額の記入方法

概算保険料は、令和２年度中に支払われることが予定される賃金総額の見込み額をもとに申告書に印字されている保険料率によって計算しますが、労災・雇用保険分の賃金総額の見込み額は、前年度と比較して2分の1以上2倍以下の場合は、前年度確定賃金総額と同額を概算賃金総額の見込額としてください。

この場合、申告書の⑫(ホ)欄については、⑧(ホ)欄の額を記入してください。

記入例 1　確定保険料額が申告済概算保険料額を上回る場合（不足額が出る場合）

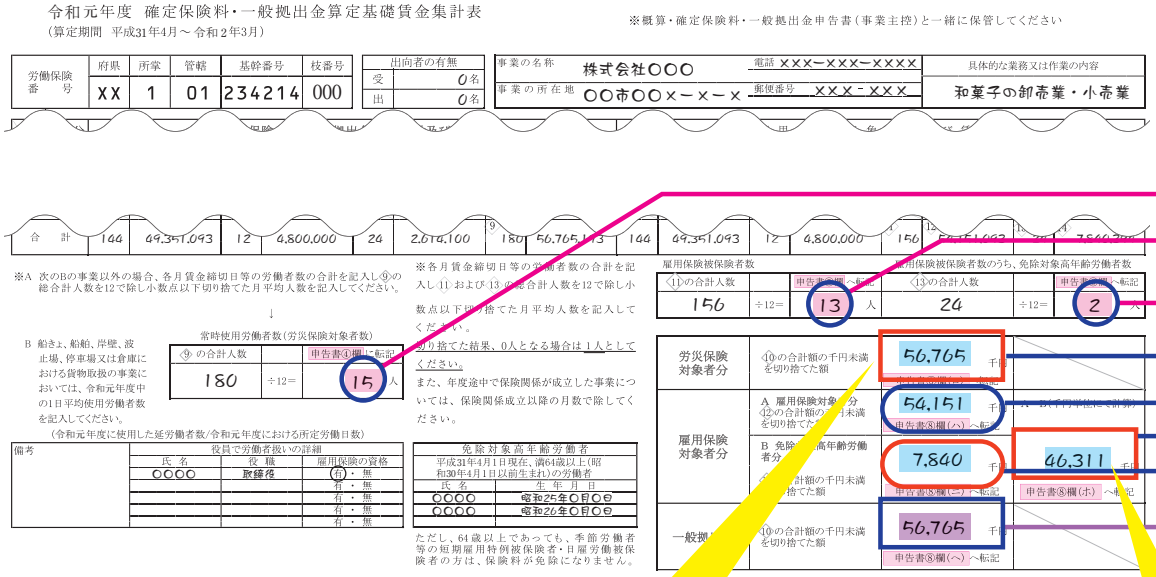

□と□が同額の場合申告書記載方法はP.23の例を参照してください

労災保険率、雇用保険率については記入例であり、実際の申告書の計算にあたっては、申告書に印字している保険料率を使用してください。

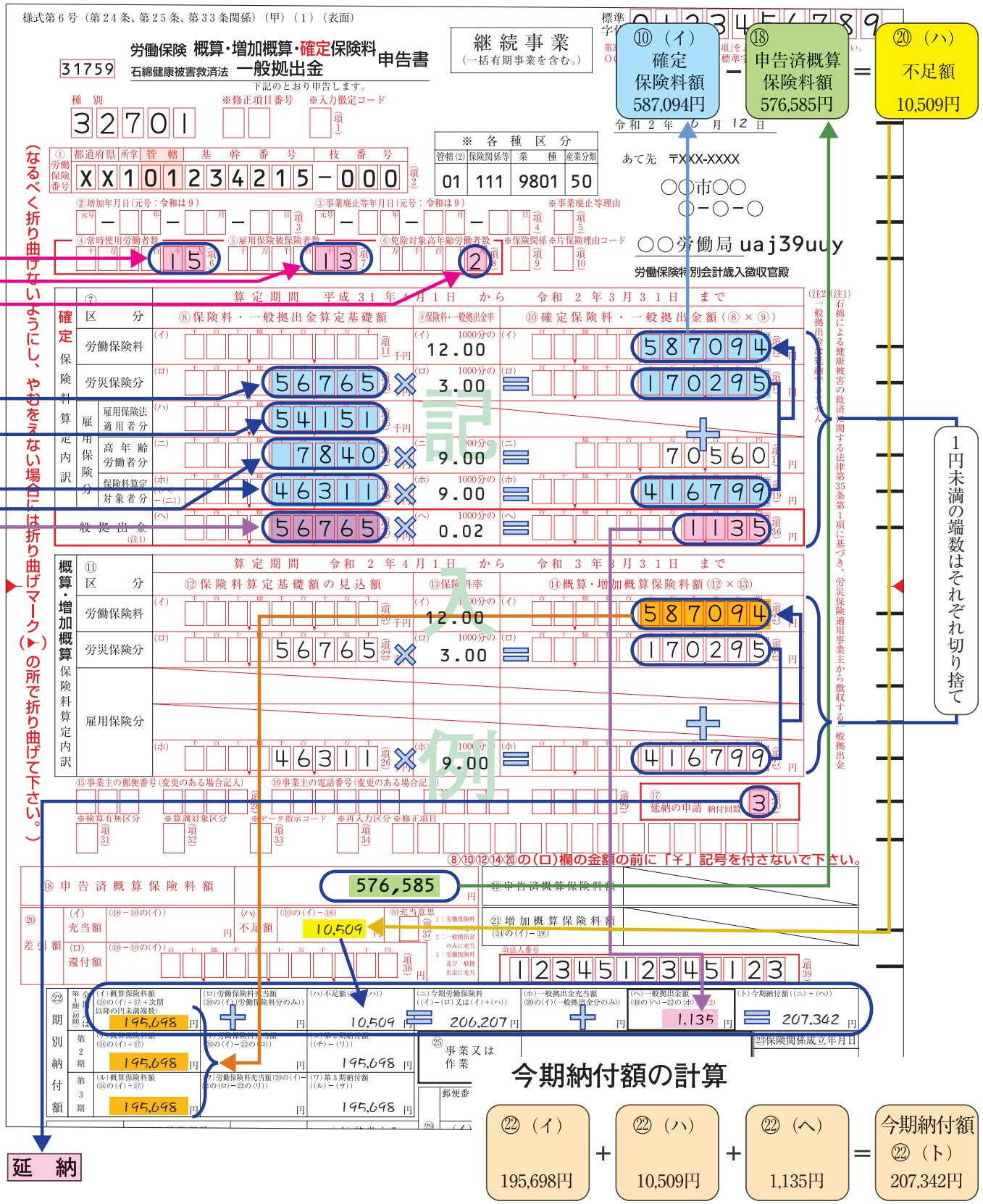

⑭（イ）欄の概算保険料額が40万円以上（労災保険又は雇用保険のどちらか一方のみ成立している場合は20万円以上）の場合、これを3回に分けて納付（延納）することができます。

⑰欄は延納する場合は3、一括納付する場合は1と記入してください。

〔計算方法〕

令和２年度概算保険料額が587,094円の場合

587,094 ÷ 3 ＝
- 第1期分㉒（イ） 195,698円
- 第2期分㉒（チ） 195,698円
- 第3期分㉒（ル） 195,698円

※ 保険料率等によっては、余りが生じる場合がありますので、その場合は、余りを必ず第1期分へ加算してください。
（余りは必ず1円または2円）

記入例２　確定保険料額が申告済概算保険料額を下回る場合（充当をする場合）

労災保険率、雇用保険率については記入例であり、実際の申告書の計算にあたっては、申告書に印字している保険料率を使用してください。

充当意思とは

充当とは、確定保険料額が申告済概算保険料額を下回る場合に、今年度の概算保険料や一般拠出金の納付額にこの差引額を充てることをいい、充当意思とは、その意思を確認するものです。

充当には以下の３パターンがあります。

充当意思「１」「労働保険料のみ充当」　→　記入例２①へ（P.19）
充当意思「２」「一般拠出金のみ充当」　→　記入例２②へ（P.20）
充当意思「３」「労働保険料及び一般拠出金に充当」　→　記入例２③へ（P.21）

「㉚充当意思」欄には「３」を記入していただくと労働保険料と一般拠出金の両方に充当できますので、事務手続が簡便になる場合があります。

充当額の記入方法

⑴　充当額については

①　「㉚充当意思」欄が「１」の場合は、労働保険料のみに充当します。
労働保険料に充当後、なお余りがある場合でも、8月31日までに一般拠出金分を納付する必要があります。

②　「㉚充当意思」欄が「２」の場合は、一般拠出金のみに充当します。
一般拠出金に充当後、なお余りがある場合でも、8月31日までに労働保険料分を納付する必要があります。

③　「㉚充当意思」欄が「３」の場合は、労働保険料及び一般拠出金に充当します。
充当後、なお余りがある場合は、今期の納付は必要ありません（申告書の提出は必要です）。

⑵　一般拠出金に充当する場合は、「㉚充当意思」欄に「２」又は「３」を必ず記入してください。

⑶　「⑰延納の申請」の納付回数が「３」で、「㉚充当意思」欄が「１」又は「３」の場合、第１期に充当後、なお余りがある場合には、第２期、第３期の順で充当となります。

⑷　第１期から第３期の順に充当してもなお余りがある場合は、管轄の労働局に「労働保険料・一般拠出金還付請求書」を提出し、還付の請求を行ってください。
なお、還付の請求手続については、P.22の「記入例３　充当後還付額が出る場合」を参照ください。

記入例２① 労働保険料のみ充当した場合の例

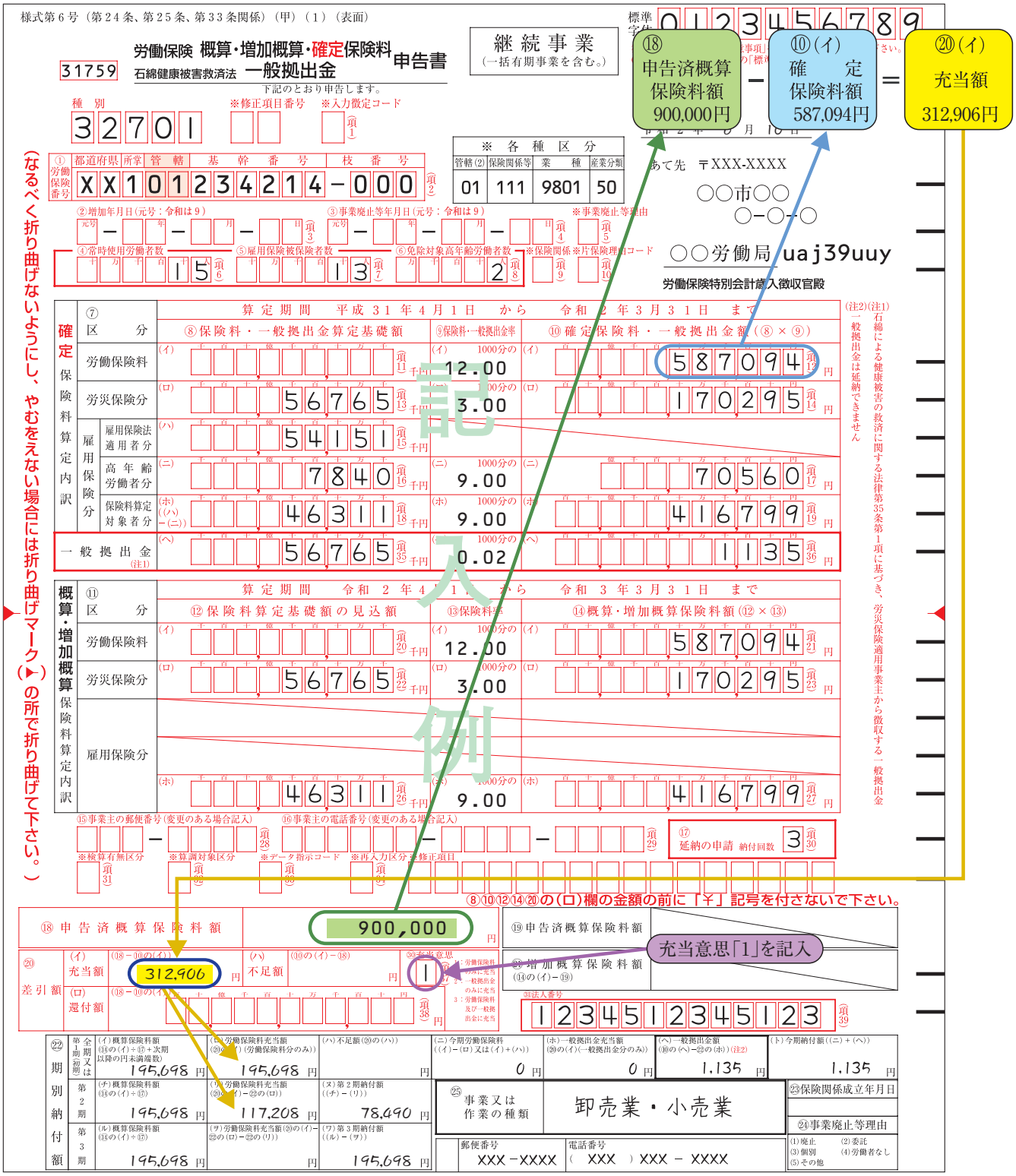

〔計算方法〕

⑭(イ)587,094÷3= 第１期分㉒（イ）195,698円
第２期分㉒（チ）195,698円
第３期分㉒（ル）195,698円

※ 保険料率等によっては、余りが生じる場合がありますので、その場合は、余りを必ず第1期分へ加算してください。
（余りは必ず1円または2円となります）

○第1期の保険料に全て充当し、なお余りがある場合は、原則第2期、第3期に順次残額を充当します。

〔今期納付額の計算〕

第１期 ㉒(イ) 195,698円 − ㉒(ロ) 195,698円 ＋ ㉒(ヘ) 1,135円 ＝ 今期納付額 ㉒(ト) 1,135円

第２期 ㉒(チ) 195,698円 − ㉒(リ) 117,208円 ＝ 第2期納付額 ㉒(ヌ) 78,490円

記入例２② 一般拠出金のみ充当した場合の例

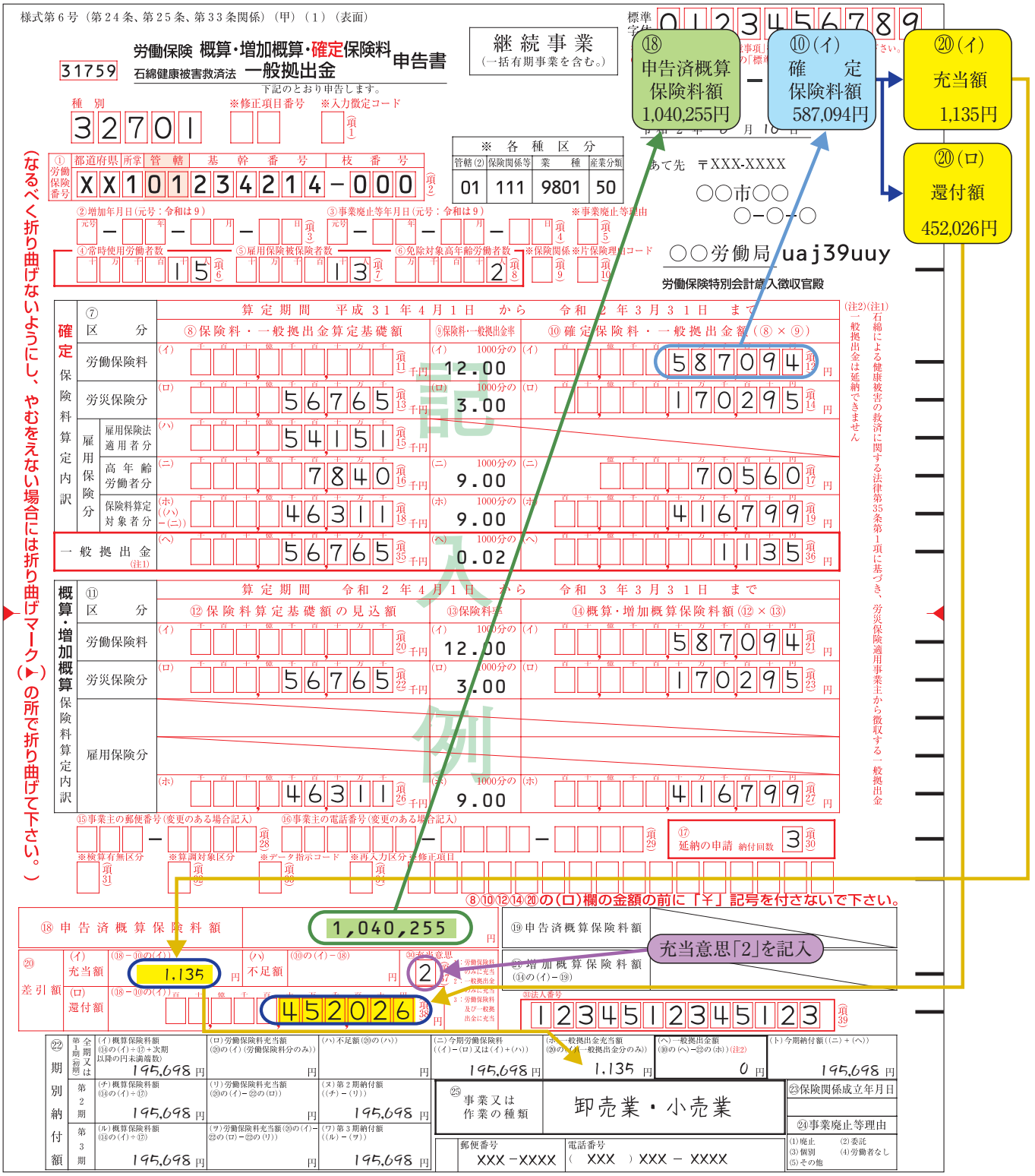

〔計算方法〕

⑭(イ)587,094÷3= 第１期分㉒（イ）195,698円
第２期分㉒（チ）195,698円
第３期分㉒（ル）195,698円

※ 保険料率等によっては、余りが生じる場合がありますので、その場合は、余りを必ず第1期分へ加算してください。
（余りは必ず1円または2円となります）

〔今期納付額の計算〕

第１期 ㉒(イ) 195,698円 － ㉒(ロ) 0円 ＋ ㉒(ヘ) 0円 ＝ 今期納付額 ㉒(ト) 195,698円

第２期 ㉒(チ) 195,698円 － ㉒(リ) 0円 ＝ 第2期納付額 ㉒(ヌ) 195,698円

還付額が出た場合、管轄の労働局･労働基準監督署に「労働保険料･一般拠出金還付請求書」を提出し、還付の請求を行ってください。

記入例２③ 労働保険料及び一般拠出金に充当した場合の例

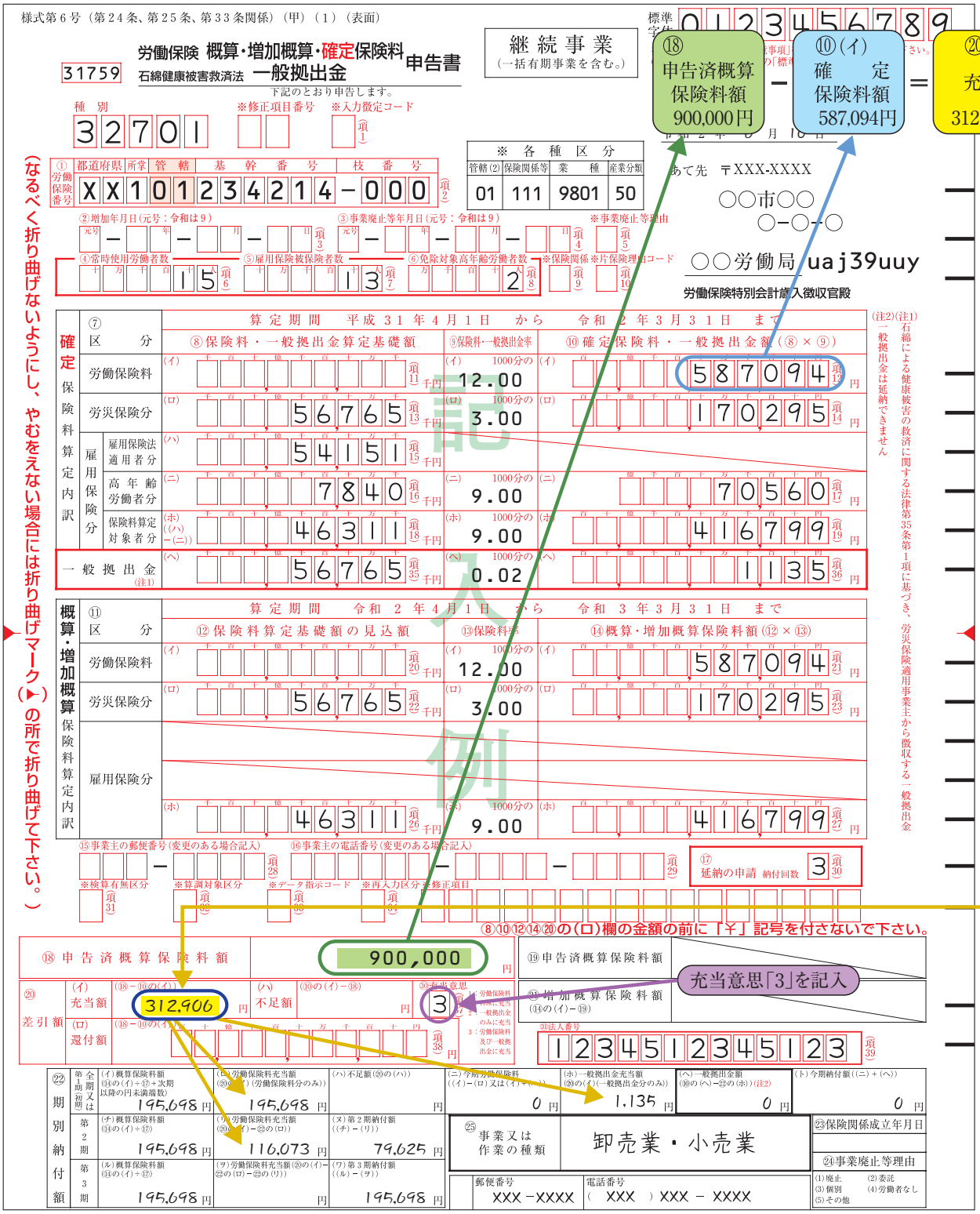

〔計算方法〕

⑭(イ)587,094÷3= 第１期分㉒（イ）195,698円
第２期分㉒（チ）195,698円
第３期分㉒（ル）195,698円

※ 保険料率等によっては、余りが生じる場合がありますので、その場合は、余りを必ず第1期分へ加算してください。（余りは必ず1円または2円となります）

第1期分労働保険料の充当を行い、その後一般拠出金を充当します。

なお余りがある場合、第2期分以降の労働保険料に残額を充当します。（計算が他の場合と異なりますのでご注意ください。）

〔今期納付額の計算〕

第１期	㉒(イ) 195,698円	−	㉒(ロ) 195,698円	＋	㉒(ヘ) 0円	＝ 今期納付額 ㉒(ト) 0円
第２期	㉒(チ) 195,698円	−	㉒(リ) 116,073円			＝ 第2期納付額 ㉒(ヌ) 79,625円

記入例３　充当後還付額が出る場合

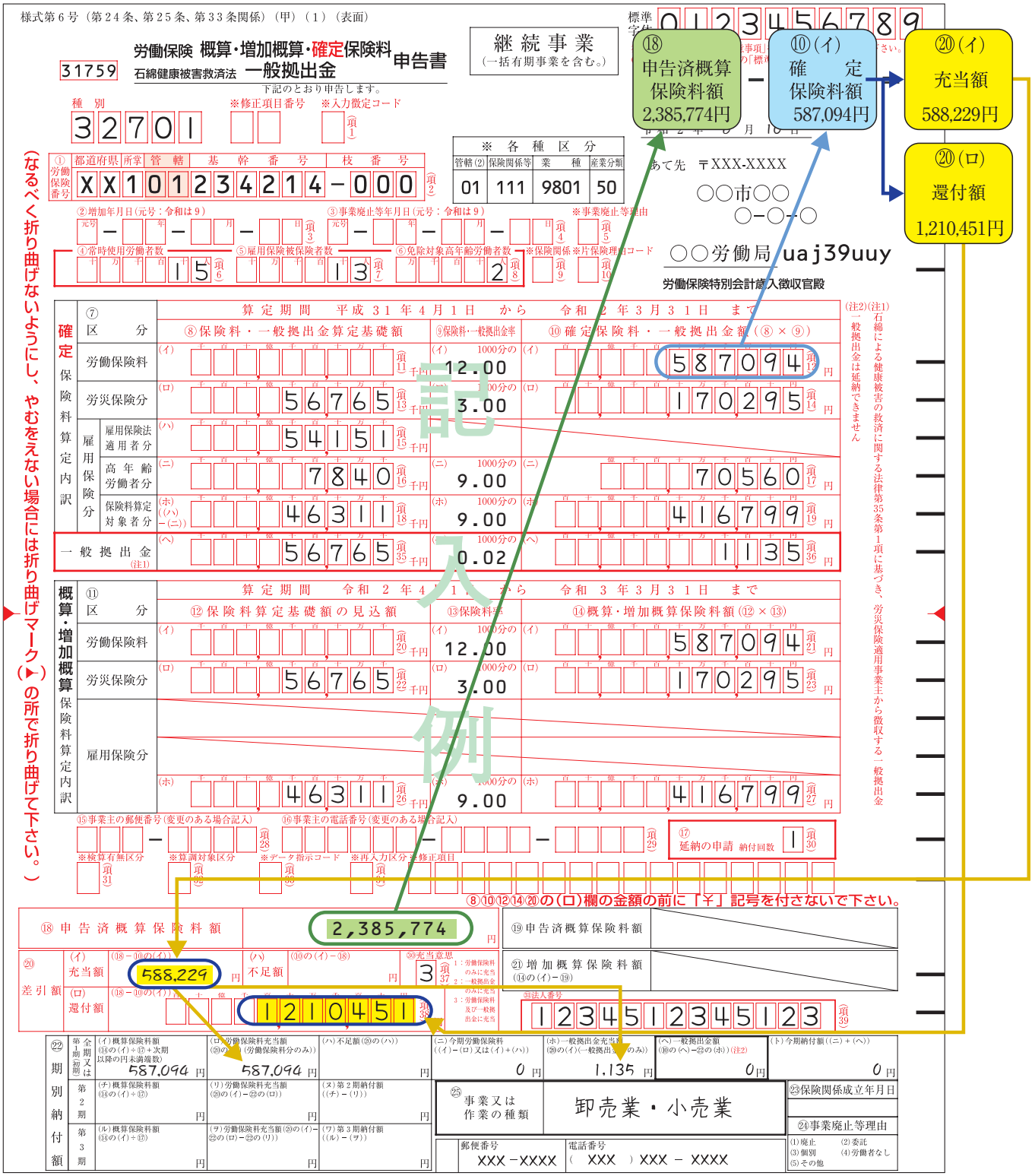

還付額が出た場合、管轄の労働局･労働基準監督署に「労働保険料･一般拠出金還付請求書」を提出し、還付の請求を行ってください。

（納付する保険料がない場合は申告書を金融機関･郵便局へ提出することはできません。
管轄の労働局･労働基準監督署へ直接ご提出いただくか、郵送されるようお願いします。）

記入例４　労災・雇用保険料算定基礎額が同額の場合
（労働者が全員雇用保険被保険者である場合）

労災保険率、雇用保険率については記入例であり、実際の申告書の計算にあたっては、申告書に印字している保険料率を使用してください。

○確定保険料及び概算保険料額の計算方法

労災保険及び雇用保険分保険料算定基礎額（賃金総額）が同額の場合、確定保険料は⑧欄(イ)×⑨欄(イ)で、概算保険料は⑫欄(イ)×⑬欄(イ)の労働保険料（労災＋雇用）により計算してください。

※労災保険分・雇用保険分を各々計算せず、賃金総額に労働保険料率（労災保険率＋雇用保険率）を乗じて算定します。

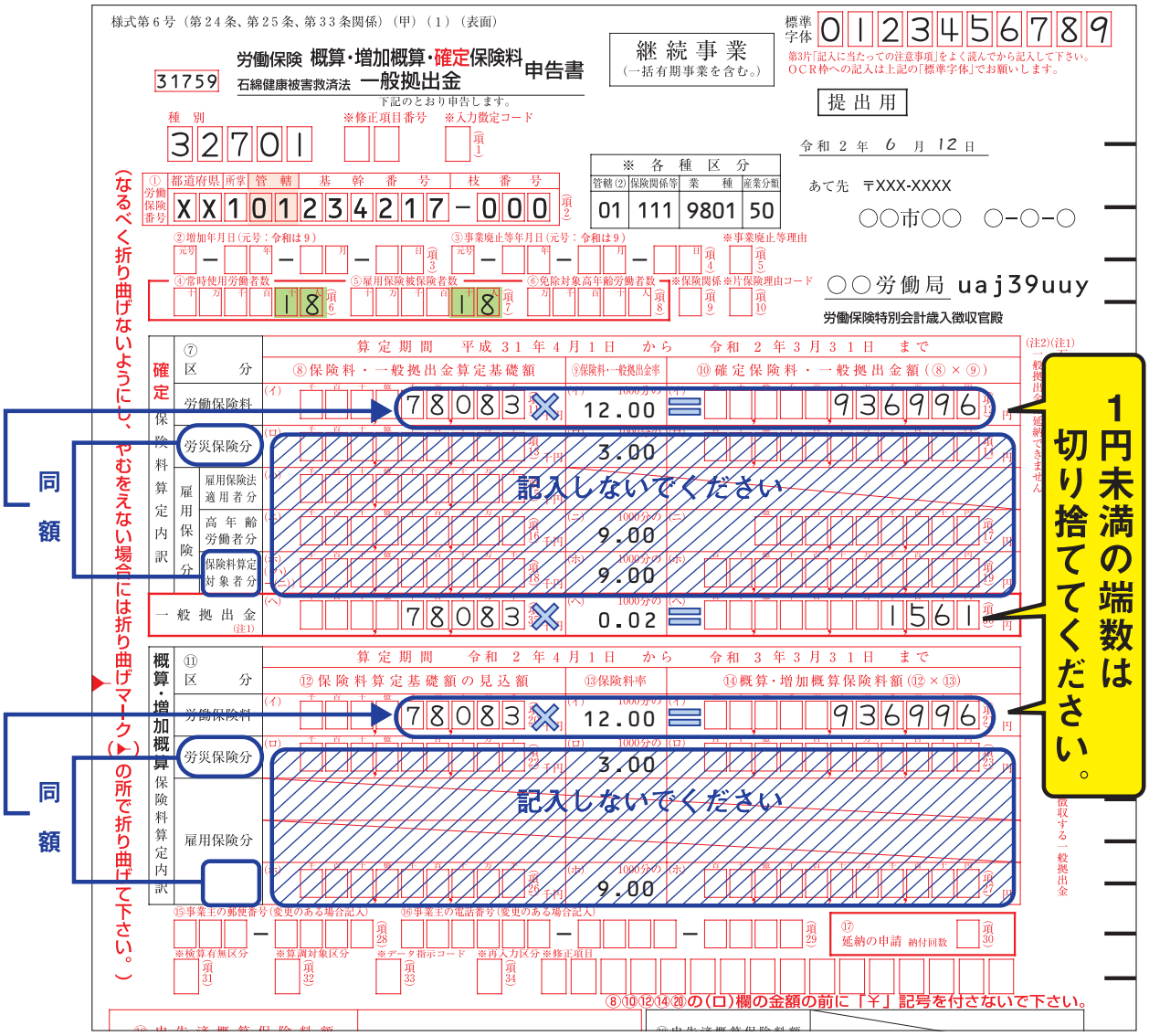

※記入例は、免除対象高年齢労働者がいない場合を示しています。

〈計算例〉

確定保険料　⑧(イ)78,083千円　×　⑨(イ)12.00/1,000　＝　⑩(イ)936,996円

概算保険料　⑫(イ)78,083千円　×　⑬(イ)12.00/1,000　＝　⑭(イ)936,996円

記入例５　現在、労働者を雇っていないが、今後労働者を雇用する見込があり引き続き労働保険を継続する場合

※労働保険を継続する場合、概算保険料0円での継続はできませんので、労働者を雇用する際の見込の賃金総額から概算保険料を算定してください。

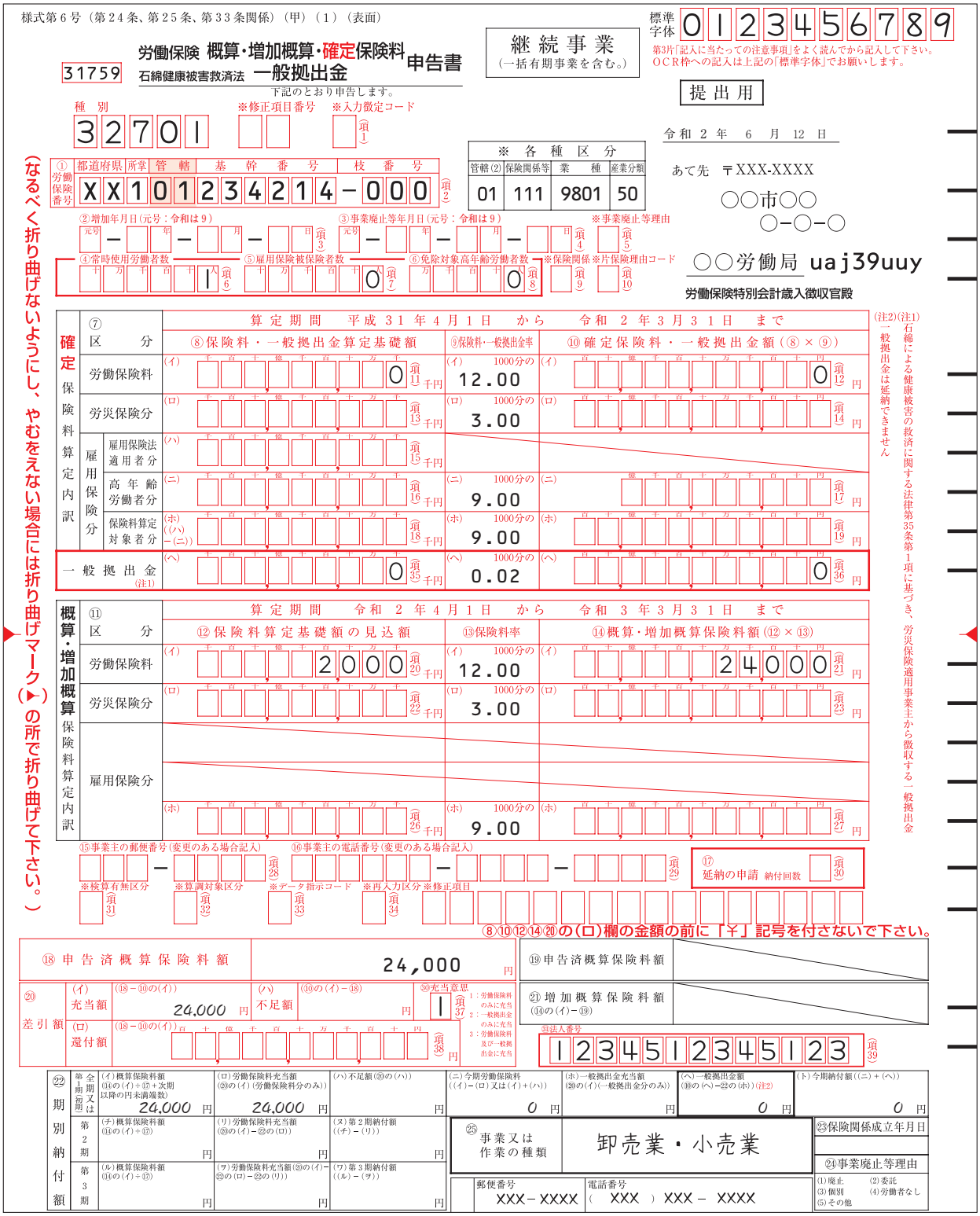

記入例６　事業を廃止した場合（対象となる労働者がいなくなった場合も含む）

労災保険率、雇用保険率については記入例であり、実際の申告書の計算にあたっては、申告書に印字している保険料率を使用してください。

次のような場合には確定申告が必要となります
①令和元年度中に事業廃止した場合②対象となる労働者がいなくなった場合③労働保険事務組合へ事務を委託した場合

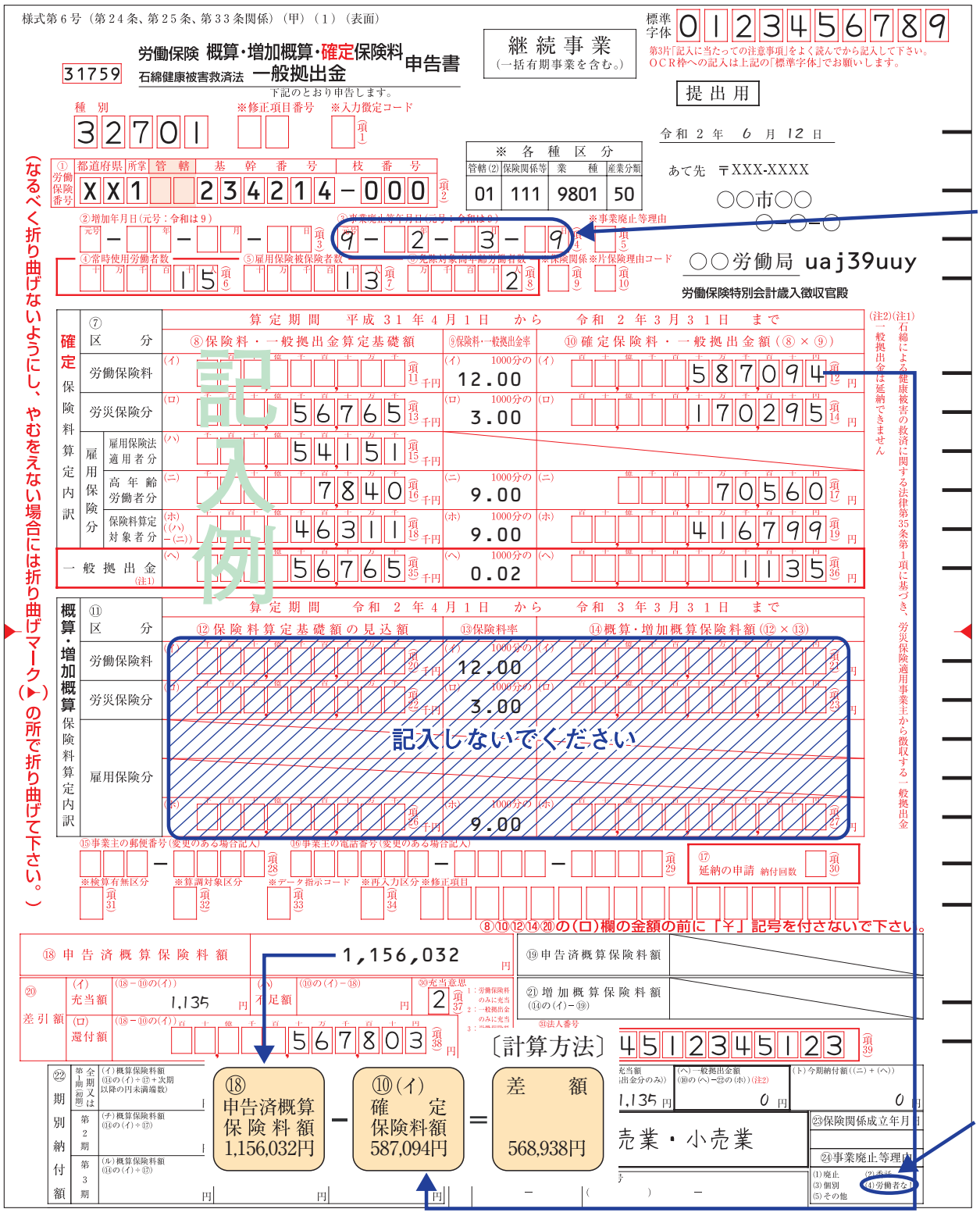

（なるべく折り曲げないようにし、やむをえない場合には折り曲げマーク（▶）の所で折り曲げて下さい。）

③欄の事業廃止等年月日は必ず記入してください

（納付する保険料がない場合は申告書を金融機関・郵便局へ提出することはできません。管轄の労働局・労働基準監督署へ直接ご提出いただくか、郵送されるようお願いします。）

㉔欄のいずれかに必ず○をつけてください

⑧⑩⑫⑭⑳の(ロ)欄の金額の前に「￥」記号を付さないで下さい。

※確定保険料算出の結果、不足が生じた場合は不足額を納付してください。

※還付額が生じた場合は、「記入例３　充当額還付額が出る場合」を参照してください。

一般拠出金へ充当する場合には、更に以下の計算となります。

差額 568,938円 － ㉒(ホ)一般拠出金 1,135円 ＝ 還付額 567,803円

○現在、対象労働者がいない場合、上記のとおり確定申告が必要となります。ただし、求人を出しているなど労働者を雇用する見込みがある場合は、その見込み賃金額をもって概算申告し、労働保険を継続することもできます。

○令和2年4月1日以降に事業を廃止した場合には、もう1部申告書を提出する必要があるため、管轄の労働局、労働基準監督署へご連絡ください。

○昨年度中に事業を廃止した場合は、口座振替の対象にはなりません。詳しくは、都道府県労働局にお問い合わせください。